

2月定例会 議案等の審議結果一覧（2月27日採決）

	件名	各会派の賛否														審議結果
		公明党	創生市川・自民党第1	新市川・自民党第2	チームいちかわ	日本共産党	市民クラブ	市川維新の会	無所属の会	参政院	れいわ新選組	いちかわ共生の会	LDP市川	未来市川	鳳桜会	
○市長提出																
諮問 第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（岩井浩志氏）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可答申
6号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（山本宏子氏）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可答申
7号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（井上馨氏）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可答申
8号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（杉本雅彦氏）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可答申
報告 第39号	専決処分の承認を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認

※出席した会派の議員全員が、賛成：○、可答申：異議ない旨答申
※会派名は、採決時点のものとしています。
※議案等の全文及び議員別の賛否は市公式ウェブサイトに掲載しています。（右記2次元コード参照）



意見書・決議

2月定例会には、意見書案6件及び決議案2件が提出され、意見書案1件を可決、5件を否決し、決議案1件を可決、1件を否決しました。
可決した意見書は、3月19日に関係行政庁等へ送付しました。

（審議結果は左表）

市川市議会の個人情報の保護に関する条例を一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正（令和7年4月1日施行）により、同法第2条に第8項が新設され、以下の項番号が順次繰り下げられました。これに伴い、同法の規定を引用している本条例の条文を整備したほか、所要の改正を行いました。

本条例は令和7年4月1日に施行されました。

2月定例会 議案等の審議結果一覧（3月13日採決）

	件名	各会派の賛否															審議結果
		公明党	創生市川・自民党第1	創生市川・自民党第2	新しい流れ	チームいちかわ	日本共産党	市民クラブ	市川維新の会	無所属の会	参院政	れいわ新選組	いちかわ共生の会	LDP市川	未来市川	鳳桜会	
○市長提出																	
議案第68号	市川市職員の分限に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
69号	教育長の任命について（高木秀人氏）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	同意
○議員提出																	
発議第19号	市川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
20号	性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	可決
21号	訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書の提出について	×	×	×	△	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	否決
22号	千葉県営水道料金の値上げ中止を求める意見書の提出について	×	×	×	×	×	○	○	△	×	○	○	×	×	×	×	否決
23号	地方自治法第117条に抵触する態様にて議事への参与を繰り返した竹内清海議員（会派「清風いちかわ」）に対し、市政を混乱させた責任を問う決議について（＊）	×	○	○	×	×	○	○	×	○	×	×	○	×	×	×	一否決
24号	高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの完全撤回を求める意見書の提出について	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	否決
25号	従前の健康保険証の復活を求める意見書の提出について	×	×	×	×	×	×	○	○	△	×	×	○	×	×	×	否決
26号	罰則規定を盛り込んだヘイトスピーチ禁止法の制定を求める意見書の提出について	×	×	×	△	○	×	○	○	×	×	○	○	×	×	×	否決
27号	市川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
28号	子ども達が受けるインフルエンザ予防接種に係る助成制度の確立を求める決議について	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	可決

※出席した会派の議員全員が、賛成：○、反対：×

※（＊）については、議題の対象となった議員は、地方自治法第117条により除斥されたため、その議事に参与しません。

※会派名は、採決時点のものとしています。

※議案等の全文及び議員別の賛否は市公式ウェブサイトに掲載しています。（右記2次元コード参照）



市川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定

地方自治法第92条の2が令和4年に改正（令和5年3月1日施行）され、議員個人（個人事業主の支配人である場合を含む。）による市との請負が各会計年度300万円まで可能となりました。

このことから、議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、市川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定しました。

具体的には、地方公共団体に対し請負をする者である議員が当該請負の対価として各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表するなどの規定を設けました。

本条例は令和7年4月1日に施行されました。

◆請願・陳情について◆

・請願とは、国や自治体などに意見、希望、要望を述べることです。憲法上、何人に対しても権利として認められています。

・陳情とは、一定の事項に利害関係を持つ人が実情を訴え、適切な対応を求めて国や自治体に要望を述べることです。

詳しくはこちら

